

予算決算委員会会議録

開催年月日 令和2年9月25日（金）

開催場所 予算決算委員会室

出席委員 47名

| | | | |
|-------|-----|--------|------|
| 澤田昌作 | 委員長 | 園川良二 | 副委員長 |
| 紫垣正仁 | 委員 | 上田芳裕 | 委員 |
| 山本浩之 | 委員 | 北川哉 | 委員 |
| 古川智子 | 委員 | 島津哲也 | 委員 |
| 吉田健一 | 委員 | 伊藤和仁 | 委員 |
| 平江透 | 委員 | 荒川慎太郎 | 委員 |
| 齊藤博 | 委員 | 田島幸治 | 委員 |
| 日隈忍 | 委員 | 吉村健治 | 委員 |
| 山内勝志 | 委員 | 緒方夕佳 | 委員 |
| 高瀬千鶴子 | 委員 | 三森至加 | 委員 |
| 大寫澄雄 | 委員 | 光永邦保 | 委員 |
| 高本一臣 | 委員 | 福永洋一 | 委員 |
| 西岡誠也 | 委員 | 田上辰也 | 委員 |
| 浜田大介 | 委員 | 井本正広 | 委員 |
| 藤永弘 | 委員 | 原口亮志 | 委員 |
| 田中敦朗 | 委員 | 小佐井賀瑞宜 | 委員 |
| 寺本義勝 | 委員 | 原亨 | 委員 |
| 大石浩文 | 委員 | 那須円 | 委員 |
| 田尻善裕 | 委員 | 満永寿博 | 委員 |
| 田中誠一 | 委員 | 津田征士郎 | 委員 |
| 藤山英美 | 委員 | 落水清弘 | 委員 |
| 倉重徹 | 委員 | 三島良之 | 委員 |
| 坂田誠二 | 委員 | 白河部貞志 | 委員 |
| 上野美恵子 | 委員 | | |

欠席委員 1名

村上博 委員

議題・協議事項

(1) 議案の審査（16件）

議第 192号「専決処分の報告について」

議第 193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」

- 議第 194号「令和2年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算」
議第 195号「令和2年度熊本市公債管理会計補正予算」
議第 196号「令和2年度熊本市水道事業会計補正予算」
議第 197号「令和2年度熊本市下水道事業会計補正予算」
議第 198号「令和2年度熊本市交通事業会計補正予算」
議第 199号「熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正について」
議第 204号「熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」
議第 237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」
議第 238号「令和元年度熊本市病院事業会計決算の認定について」
議第 239号「令和元年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
議第 240号「令和元年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
議第 241号「令和元年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
議第 242号「令和元年度熊本市交通事業会計決算の認定について」
議第 244号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」

午前10時00分 開会

○澤田昌作委員長 ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

この際申し上げます。本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う出席議員の抑制を行っております。

これより本日の審査に入ります。

順次、各分科会長の報告を求めます。

総務分科会長の報告を求めます。

〔総務分科会長 高本一臣委員 登壇〕

○高本一臣委員 総務分科会において分担いたしました各号議案の詳細審査における意見並びに要望について簡潔に御報告いたします。

議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」中、当分科会関係分については種々議論があり、

一、市役所改革推進経費について、デジタルトランスフォーメーションの取組は市民サービスの向上やマイナンバーカードの普及等に寄与することから、さらなる事業推進を求めたい。

一、シティプロモーション経費について、首都圏においては地方移住への関心が高

まっていることから、地元のクリエイターと連携し、各種媒体を通じて本市の魅力を発信してもらいたい。

一、新型コロナウイルス感染症対策に伴い先送りする事業について、今後実施する際には必要性や優先順位を踏まえて取り組んでももらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分については種々議論があり、まず防災・減災の推進について、

一、避難所のバリアフリー対策については優先順位を設定し、環境整備に努めてもらいたい。

一、避難所の運営については、避難所担当職員にアンケートを実施するなど、課題等の解決に向けたさらなる取組を求めたい。また、施設管理者と連携し、円滑な運営に努めてもらいたい。

一、決算状況報告書の防災意識の啓発における検証指標については、指定避難場所制度の認知度ではなく、市民が自ら避難する指定避難場所の認知度に修正してもらいたい。

一、地域における自主防災クラブや校区防災連絡会については、各組織の役割を明確化するとともに、各種訓練等を通じて地域住民への周知を図ってもらいたい。

一、地域防災力の強化促進のため、本市職員に対し防災士資格の取得を奨励してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、都市計画税について、

一、今般のコロナ禍における経済対策として、中小企業等に向けた税負担の軽減制度があることから、市民生活への影響を考慮し、税率引上げの猶予等も含め検討してもらいたい。

一、来年度からの都市計画税の税率引上げに伴う財源活用により、生活道路の充実や老朽化した生活インフラの更新等、災害に強いまちづくりに向けた取組を加速化してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

議第237号については、このほか委員より、

一、テレワーク専用端末の整備を進めるに当たっては、個人情報管理や労務管理の面で不安を持つ職員がいることから、テレワークの実施に関する具体的な指針等を作成してもらいたい。

一、職員提案制度について、行政課題の解決に取り組むことや提案内容の実現を図ることにより、市民サービスの向上や職員の能力開発に努めてもらいたい。

一、海外との交流・連携の推進について、新型コロナウイルス感染拡大により海外渡航が困難な現状を機に、戦略の見直しを求めたい。

一、財政調整基金については、今後の議論に資するよう議会に対して積立目標額を

示してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

これをもちまして、総務分科会長の報告を終わります。

○澤田昌作委員長 総務分科会長の報告は終わりました。

次に、教育市民分科会長の報告を求めます。

〔教育市民分科会長 小佐井賀瑞宜委員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜委員 教育市民分科会において分担いたしました各号議案の詳細審査における意見並びに要望について簡潔に御報告いたします。

議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」中、当分科会関係分については種々論議があり、まず、地元アーティストに対して、コロナ禍における新たな発表の場の発掘とマッチング等を行う文化芸術支援について、

一、支援策の検討に当たっては、ウェブを活用したアンケートや意見の公募、関係団体を活用した情報収集など、地元アーティストの声を広く聴取してもらいたい。

一、地元アーティストのリストアップやモデルケースの想定数を拡大するとともに、人材リストについては独自のリストを持つ現代美術館とも連携しながら、随時更新してもらいたい。また、伝統芸能や子どものための文化芸術についてもリスト化の対象としてもらいたい。

一、文化芸術の振興が本市にもたらす多様な効果を踏まえ、コロナ禍にかかわらず今後も継続的な支援を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、地元クリエイターが作製した人型ボードをホールの空席に配置する「ヒトガタ観客」作品募集について、

一、現在、想定している市民会館以外のホールでの活用も検討しながら、スピード感を持って実施してもらいたい。

一、文化ホールでは演奏や舞台等の開演により客席が暗くなるため、事業効果を疑問に思う。

一、本事業の費用対効果等については、クリエイターへの直接支援を行った場合を含め、市民に対して分かりやすく算出してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

議第193号については、このほか委員より、

一、新型コロナ対策の影響により学校施設の修繕費などハード整備が先送りされたことについて、緊急時の対応も含め学校運営に支障がないよう努めてもらいたい。

一、旧スプリアス規格製品の更新については、次年度での確実な実施を求めたい。

一、講演会など不特定多数の人が集まる事業について、予算を減額し中止した事業がある一方で、オンラインに変えて予算が計上されている講座もあるので、文化市民局及び区役所内での統一的な基準を持って取り組んでももらいたい。

一、市立高校への端末整備については、使用する機種やソフトウェアが小中学校時

と異なることから、生徒に対するより細かな対応を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第199号「熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正について」は、本基金による事業効果を調査・検証するとともに、支援対象の見直しなど、より効果的な支援の在り方を検討してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分については種々論議があり、

一、地域コミュニティセンターの修繕費については、市民誰もが安全に利用できるよう拡充を求めたい。

一、東区まちづくり推進経費中、ちょこっとパトロール事業について、当初のターゲット層である若い世代の登録が伸び悩んでいることから、さらなる周知広報を求めたい。

一、民間DVシェルターへの補助金について、施設の事業費が年々増大する中、今後さらにコロナ禍による利用増が予想されることから、利用者が安心して利用できる施設となるよう、必要な予算を十分に確保してもらいたい。

一、マイナンバーカードの申請増加により窓口対応職員の負担増を懸念するので、労働環境について十分に配慮してもらいたい。

一、文化市民局及び区役所の委託業務は随意契約が多いことから、業者の固定化や競争性の確保について十分に留意し、適切な契約の執行に努めてもらいたい。

一、いのちを守る教育推進経費について、中学・高校を対象に、性に関する正しい知識と判断力を身につける重要な事業であるが、より低学年からの取組が重要と考えることから、対象年齢の引下げを求めたい。

一、タブレットを活用した授業については、ICT支援員を活用するなど、教員のスキルによる差が生じないような取組を求めたい。

一、特別支援教育については、市内3か所の施設で行うだけでなく、支援員が児童の下へ出向くなど、支援教育が幅広く行き届く取組を求めたい。

一、子どもフォーラムの開催は、「児童の権利に関する条約」を周知するよい機会であるため、より多くの児童生徒が参加できるよう開催回数を増やしてもらいたい。

一、学校教育コンシェルジュへの相談件数が多いことから、コンシェルジュのさらなる増員を求めたい。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を強化し、より効果的な事業の推進に努めてもらいたい。

一、少人数学級については、国に対する財政支援の働きかけなど早期実現に向けた積極的な取組を求めたい。

一、熱中症対策としての調理室へのエアコン設置を計画的に実施してもらいたい。

一、小中学校体育館へのエアコンの設置は、災害対応の観点からも必要であるため、設置に向けた検討を進めてもらいたい。

一、児童育成クラブを高学年まで拡充するに当たっては、学校ごとのニーズを把握し、優先順位を考慮しながら事業推進に努めてもらいたい。

一、奨学金貸付事業については、コロナ禍による家計の急変や子どもへの影響を十分考慮し、給付型奨学金制度の早期導入を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

これをもちまして、教育市民分科会長の報告を終わります。

○澤田昌作委員長 教育市民分科会長の報告は終わりました。

次に、厚生分科会長の報告を求めます。

〔厚生分科会長 井本正広委員 登壇〕

○井本正広委員 厚生分科会において分担いたしました各号議案の詳細審査における意見並びに要望について、簡潔に御報告いたします。

まず、議第192号「専決処分」の報告について、中、当分科会関係分については、妊婦に対するPCR等検査経費について、県や医師会等と検査費用の調整に努め、検査費用が助成上限額を超過した場合でも自己負担なく検査できるよう求めたい旨、意見要望が述べられました。

次に、議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」及び議第244号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」中、当分科会関係分については種々論議があり、

一、緊急風しん対策事業について、抗体検査の受検率が低いことから、対象者に対して事業の周知徹底を図り、受検率向上に努めてもらいたい。

一、新興感染症対策寄附講座経費について、感染症専門医の育成のために市税が活用されることから、受講後の本市定着を積極的に働きかけてもらいたい。

一、動物愛護センターについては、新型コロナウイルス感染症による事業見直しで施設整備経費等が減額されていることから、運営に支障がないよう留意してもらいたい。

一、新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰り出産が困難な妊産婦を対象とした育児支援サービス等利用支援事業については、本サービスの対象要件に該当しない妊産婦に対しても支援拡大を行ってもらいたい。

一、高齢者施設等防災機能強化支援事業について、大規模災害時に停電が生じた場合、酸素吸入やエアコンの停止等により生命の危機につながることから、施設への非常用自家発電設備の導入支援を進めてもらいたい。

一、インフルエンザ予防接種経費については、高齢者施設の職員等に対する予防接種の周知を徹底し、接種率の向上に努めてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分については種々論議があり、まず国民健康保険会計について、

一、低所得世帯の負担感を軽減できるよう、減免の拡充を検討してもらいたい。

一、赤字補填として一般会計からの繰入れを拡充し、財政健全化と社会保障が両立

できるような取組を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

議第237号については、このほか委員より、

一、来年度のHACCP義務化に向けて、食品事業者に対しさらなる制度周知と衛生管理についての助言を行い、食品の安全性向上に向けた積極的な取組を求めたい。

一、敬老祝賀経費については、高齢者への祝い品の額を他都市並みに拡充するとともに、100歳を迎えながら支給基準日前に亡くなられた方についても対象となるよう検討してもらいたい。

一、がん検診については、受診率の向上を図るため、簡易検査など新たな検査方法の導入を検討してもらいたい。

一、ケースワーカーについては、事務改善の工夫などの取組を行っているものの職員が不足している状況にあることから、さらなる増員を強く求めたい。

一、福祉タクシー利用券については、障がい者の社会参加を支援するためにも、交付枚数の拡充等を検討してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第238号「令和元年度熊本市病院事業会計決算の認定について」は、市民病院の経営については、累積赤字や債務超過で厳しい状況下にあるが、市民の財産である市民病院を存続していくためにも、安定経営に向けた継続的な議論が必要と考える。

旨、意見要望が述べられました。

これをもちまして、厚生分科会長の報告を終わります。

○澤田昌作委員長 厚生分科会長の報告は終わりました。

次に、環境水道分科会長の報告を求めます。

〔環境水道分科会長 福永洋一委員 登壇〕

○福永洋一委員 環境水道分科会において分担いたしました各号議案の詳細審査における意見並びに要望について、簡潔に御報告いたします。

まず、議第197号「令和2年度熊本市下水道事業会計補正予算」について、重点6地区浸水対策に関し種々論議があり、

一、浸水対策施設の整備に当たっては、近年予測を超えた豪雨による内水氾濫が頻発していることから、国の補助事業の動向に注視しつつ、さらなる対応策を検討してもらいたい。

一、令和2年7月豪雨による市街地浸水被害の他都市の事例について、その調査研究を行うことで本市の浸水対策に生かしてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分について種々論議があり、

一、熊本発EVバスについて、コロナ禍による車体整備の遅延により、いまだ営業

運行に至っていないが、本事業は省エネにつながる全国的にも注目されている取組であることから、早期運行を求めたい。

一、環境教育の推進について、新型コロナウイルス感染拡大によって集合型学習の実施が困難であることから、新しい生活様式に沿った学習機会の提供に取り組んでもらいたい。

一、東部堆肥センターの生産堆肥について、多くの在庫を抱える現状の改善に向け、指定管理者及び農業団体等との連携を強化し、大口の流通先を確保するなど販路拡大に向けた積極的な取組を求めたい。

一、熊本水ブランドの情報発信強化に向け、水の魅力に特化したPR動画の作成やSNSの活用、さらには全国規模で登録者数の多いウェブマガジンに情報を掲載するなど積極的な取組を求めたい。

一、延期が決定している第4回アジア・太平洋水サミットの開催は、世界規模のイベントであることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期す必要があるため、相当の準備期間を要することを念頭に、計画的な事業の推進を求めたい。

一、各自治会での清掃活動について、コロナ禍においても市が活動後のごみ収集を行っていることを積極的に周知するとともに、引き続き市民協働による一層の取組を求めたい。

一、集団回収の活性化に向けた見直しに当たっては、回収量の増加や活発な地域活動につながるよう、制度の内容やネーミングについて検討してもらいたい。また、各自治会に対し、来年度の活動計画に反映できるよう、見直しの内容について早期に情報提供してもらいたい。

一、資源物持ち去り撲滅に向けた改正条例の施行により、持ち去り行為者への取締り強化とともに業者への買取禁止及び違反時の名称等の公表が追加されるため、業者等に対し改正内容について周知徹底を求めたい。

一、合併処理浄化槽への転換促進に向け、未転換の市管理施設の所管課に対し、早期に転換を実施するよう働きかけてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第240号「令和元年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、マンホールトイレ整備について、近年頻発する大規模災害を踏まえ、現行の整備計画を上回るスピード感を持った取組を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

これをもちまして、環境水道分科会長の報告を終わります。

○澤田昌作委員長 環境水道分科会長の報告は終わりました。

次に、経済分科会長の報告を求めます。

〔経済分科会長 大島澄雄委員 登壇〕

○大島澄雄委員 経済分科会において分担いたしました各号議案の詳細審査における意見並びに要望について、簡潔に御報告いたします。

まず、議第192号「専決処分の報告について」中、当分科会関係分について、飲食店等感染防止環境整備支援事業のうち相談アドバイザーの派遣については、申請があった飲食店等への迅速な対応を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」中、当分科会関係分については種々論議があり、まず熊本城ホールについて、

一、新型コロナウイルス感染拡大により利用が減少している状況に鑑み、今後は学会などの大規模な会議誘致だけでなく、市民のさらなる利用増に向けた取組強化を求めたい。

一、指定管理料について、新型コロナウイルス感染拡大の影響とはいえ、開館後早々に多額の損失補填が生じていることに対し疑問を呈したい。また、熊本城ホールの整備に当たってはこれまでも多額の税金が投入されており、既に負の遺産となったとの感が否めない。

旨、意見要望が述べられました。

議第193号については、このほか委員より、鳥獣被害対策事業について、市街地におけるミヤマガラスの被害防止策の強化に加え、街路樹等集まるその他の鳥類による被害も発生していることから、その対策にも取り組んでもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分については種々論議があり、まず企業誘致について、

一、新薬等の研究を行う企業に対して、本市の豊富な医療資源を生かした積極的な誘致活動に取り組んでもらいたい。

一、企業が立地したことによる経済波及効果についても検証を行ってほしい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、鳥獣対策事業について、

一、イノシシの電気柵設置については、設置者に対して適切な管理方法について助言を行うなど、より効果的な取組となるよう努めてほしい。

一、ミヤマガラスの対策として、追い払いの実証実験とその効果検証を行うとのことだが、併せて生態調査や研究を行うなど、さらなる被害の抑制に向けた取組を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

議第237号については、このほか委員より、競輪事業については、雇用創出や来場者の消費活動による経済波及効果のほか、アマチュアスポーツの振興等にも寄与することから、再建に向けた検討委員会の早期開催を強く求めたい。また、今後の事業運営に当たっては、民間活力の導入を検討するなどの工夫を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

これをもちまして、経済分科会長の報告を終わります。

○澤田昌作委員長 経済分科会長の報告は終わりました。

次に、都市整備分科会長の報告を求めます。

〔都市整備分科会長 寺本義勝委員 登壇〕

○寺本義勝委員 都市整備分科会において分担いたしました各号議案の詳細審査における意見並びに要望について、簡潔に御報告いたします。

まず、議第192号「専決処分の報告について」中、当分科会関係分については、飲食店等感染拡大防止環境整備（換気設備等改修）支援事業について種々論議があり、

一、補助制度の創設により需要が一時的に集中し、工期の遅延が生じることが懸念されるので、手続の期限について柔軟に運用できるよう検討してもらいたい。

一、補助の申請・届出等の統一的な様式の作成やインターネット上で手続が完了する仕組みなど、事業者が利用しやすい補助制度の構築に努めてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」中、当分科会関係分については、雨水浸透柵設置助成事業について論議があり、今般、実施時期の移行や実績を踏まえた減額補正が計上されているが、本事業は地下水涵養及び治水につながる重要な事業であるため、継続した事業実施を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分については種々論議があり、

一、違反屋外広告物対策については、悪質な違反者に対して条例で規定された罰則の適用も視野に入れた指導を実施し、歩行者の安全確保に努めてもらいたい。

一、公園協働地域業務委託については、市民協働による取組意識を持って事業推進に努めるとともに、地域団体による公園の維持管理活動が円滑に行われるよう取り組んでももらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第242号「令和元年度熊本市交通事業会計決算の認定について」は種々論議があり、

一、桜町商業施設開業に伴う市電の無料運行については、報道発表に先んじて議会に報告すべき案件であったことを指摘するとともに、今後は議会に対する真摯な対応を求めたい。

一、市電車両が車道まで転動した事案については、職員の意識改革はもとより再発防止に向け組織を挙げた取組を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

これをもちまして、都市整備分科会長の報告を終わります。

○澤田昌作委員長 都市整備分科会長の報告は終わりました。

以上で各分科会長の報告は終わりました。

これより締めくくり質疑を行います。

通告一覧表につきましては、お手元に配付しておきました。

なお、質疑に当たっては、項目ごとに答弁者を指名いただきますようお願い申し上げます。

それでは、予算決算委員会運営細目の発言順に従い、順次質疑を行います。

まず、日本共産党熊本市議団上野美恵子委員の質疑を行います。

持ち時間は10分となっております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

補正予算に関連して質疑いたします。

まず1番目は、当初予算計上事業の見直しです。

1、当初予算計上事業の見直しによって捻出された補正額で56億5,625万円、一般財源が24億7,314万円、これは新型コロナ対策にどのように反映されたのでしょうか。新型コロナ対策の事業費総額と財源内訳、主な事業と事業費額を御説明ください。

2、当初予算計上事業の見直しに当たり、どのような基準で見直しを進められたのでしょうか。考え方や優先順位のつけ方について御説明ください。

3、都市建設局分では様々に見直され、細かく事業費が削減されています。しかし、15億5,570万円もの事業費が予算措置されていたシンボルプロムナード等整備事業費は、一円の見直しも行われていません。この事業についても一定の見直しを実施すべきではなかったのでしょうか。検討状況とその理由を御説明ください。

1点目、2点目は市長に、3点目は都市建設局長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、当初予算計上事業の見直しに関する2点のお尋ねについて、順次お答えいたします。

当初予算計上事業の見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に財源と職員のマンパワーを集中するため227事業の見直しを行い、今定例会で御提案申し上げております補正予算案に減額計上しているところでございます。

本年度は新型コロナウイルス感染症対策として、4月から9月補正予算案までに事業費総額で約895億7,000万円を計上しており、その財源の内訳としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む国県支出金が約846億6,000万円、その他の特定財源が約1,300万円、一般財源が約49億円となっております。

主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するための利子補給事業に約53億2,000万円、児童生徒に1人1台端末を整備する教育の情報化推進経費に約4億8,000万円をはじめ、感染防止対策や地域経済の活性化対策など、本市の実情に応じた幅広い施策を推進してまいりました。

事業見直しにつきましては、熊本地震時と同様に一般会計の政策的経費を対象とし、見直しに当たっての基準につきましては、当初の計画のまま実施しても十分な効果が見込めない事業、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない事業などの観点や

費用対効果を踏まえ、事業の先送りや縮小等の見直しを行ったものでございます。

〔田中隆臣都市建設局長 登壇〕

○田中隆臣都市建設局長 私からは、シンボルプロムナード等整備事業の見直しに係る検討状況等についてお答えいたします。

先ほど市長から答弁がありました見直し基準に基づき、都市建設局といたしましては全52事業、事業費ベースで13.9億円の見直しを行っております。

この精査に当たりましては、例えば生活道路の補修や改良、交通安全施設の整備などは市民生活に直結するものであり、またそのような公共工事につきましては、国の基本的対処方針において継続が求められる事業として、仕事の受注機会の確保や新たな雇用の創出につながるなど、地域経済を下支えするために不可欠なものであるため、見直しは行わないということといたしました。

また、熊本地震からの復旧復興をはじめ、局の重点方針として掲げております多核連携都市の実現や魅力と活力のある中心市街地の創造、安心・安全で良質な居住環境の形成に資する事業につきましても、今後のまちづくりを進める上で着実な事業の推進が必要なことから、継続することとしたところでございます。

議員お尋ねのシンボルプロムナード等整備事業につきましては、局の重点方針である、魅力と活力のある中心市街地の創造を進めていく上で、不可欠な公共事業であると考えております。また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えたにぎわい創出や、本市経済の回復に向けた重要な事業でもありますことから、来年秋の完成に向け着実に推進してまいります。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 都市建設局の当初予算で、事業費が15億円を超えるものが幾つかあります。答弁されましたように、市道の舗装補修や市営住宅修繕などは見直されておられません。一方で、お答えになった魅力と活力のある中心市街地の創造に資する事業は、重点方針なので着実な推進が必要だと言われました。しかし、同じ魅力ある中心市街地の事業でも、熊本駅東口駅前広場等整備事業は14億2,900万円の当初予算が3億2,143万円減額されています。シンボルプロムナード等整備事業費は現在約10億円が契約をし進められていますが、あと5億円程度はこれからの執行とのことでした。

新型コロナで海外はもちろん国内の行き来も難しい状況の中で、インバウンドを見込んだ事業は見直すべきではないでしょうか。桜町周辺整備が別格扱いのような、違和感の残る対応だと思います。今の状況でコンベンション施設とその周辺に莫大な投資を行うことには、市民の理解は得られないと思います。

今回の当初予算計上事業の見直しは、全庁で努力をされ56億円が捻出されています。しかし、本来ならばぜひ執行してほしい防災関係事業や施設整備の改善、地域づくりや保健福祉の充実なども十数万円単位で細々削られています。見直しに当たっては、削減内容、優先順位が市民に理解、納得の得られるものであってほしいと思います。

次に、ホール施設の管理運営では、指定管理料の補正が提案されております熊本城

ホールについてお尋ねいたします。

1、メインホール・シビックホール・展示ホールについて、それぞれの会館から8月までの実際の利用日数、キャンセル日数をお示してください。また、各ホールの新型コロナの影響が出る前までに入っていた予約日数等をお示してください。

2、各ホールの利用率目標を達成したときの1か月の利用料収入見込みは幾らになりますでしょうか。

3、熊本城ホールの開館から9月まで、コロナの影響前と後の平均的な経費、実際の収入額、発生したキャンセル料と件数について御説明ください。

4、開館からこれまで、熊本市が熊本城ホールに対して利用料ほかで支払った費用は幾らありますでしょうか。

5、指定管理の管理運営協定では、指定管理者には不可抗力による損害・損失が発生する場合、最小限になるように対応すると定めてあります。今回、指定管理者側で損失軽減の措置はどのように講じられたのか、その内容と効果を御説明ください。

6、損失補填の決定に当たっては、指定管理者からの損害・損失の内容について書面で報告を受けることになっています。指定管理者が報告してきた損失額とその詳細な内容、提示内容の協議の経緯と決定した判定・費用負担・支払方法を御説明ください。

7、損失に対する指定管理者への保険の適用はなかったのでしょうか。

以上、経済観光局長にお尋ねいたします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 熊本城ホールの運営状況と損失補填について、順次お答えいたします。

まずは、熊本城ホールの開業から8月末までの利用日数、キャンセル日数及びコロナ影響前の予約日数についてお答えいたします。

メインホールは開業から8月末までの予約が113日、キャンセルが67日、実際の利用日数が46日でございます。同様にシビックホールは予約が164日、キャンセルが114日、利用日数が50日。展示ホールにつきましては予約が211日、キャンセルが15日、利用日数が196日でございます。

続きまして、各ホールが利用率目標を達した際の1か月間の利用料金の収入見込みについてでございます。

令和元年度は約6,451万円、令和2年度につきましては約6,717万円でございます。

続きまして、熊本城ホールの開館から8月までに要した経費につきましては、総額4億5,044万円、実際の収入額は3億320万円でございます。また、キャンセルにつきましては施設全体で452件、キャンセルによって生じた損失額は2億2,694万円でございます。

次に、本市が熊本城ホールを利用することで支払った料金についてでございます。

令和元年度分が約320万円、令和2年度分につきましては4,000円でございます。そ

の内容といたしましては、成人式やシンポジウム、会議等でございます。

次に、損失軽減のための措置の内容と効果についてお答えいたします。

指定管理者におきましては、換気や消毒、コロナ対策機器の導入などの感染防止対策を徹底してまいりました。また、安全・安心な施設であることをホームページで広く周知するとともに、主催者、利用者に対して丁寧に御案内をしてきたところでございます。こうした取組の結果、コロナ禍においても可能な会議が開催され、5月以降の利用料金収入は回復傾向にございます。

次に、指定管理者の報告による損失額や内容、協議の経緯や判定等についてお答えいたします。

指定管理者の報告による損失額は、補填の対象とした令和2年1月分から5月分まで合計1億329万7,000円でございます。その内容は、キャンセルにより発生した利用料金の還付額の補填及び消毒薬の購入等のコロナ対策関連経費でございます。

協議の経緯や判定等につきましては、指定管理者からの報告を基にキャンセル件数や損失額及び根拠となる協定書などを精査し確認の上、損失については本市が負担すべきものと決定し、お支払いを行いました。

最後に、保険の適用についてお答えいたします。

熊本城ホールの指定管理者が加入している施設賠償責任保険は、来館者等の身体の障がいまたは財物の損壊について損害賠償責任を負担するものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響などの不可抗力に対する施設の収入の損失につきましては、適用されないことを確認しているところでございます。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 今の数字で、局長に確認をいたします。

開館から8月までの経費が4億5,044万円、収入がそれに対し3億320万円と答弁されました。収支不足は8月までの分で約1億4,700万円よろしいでしょうか。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 今お尋ねになりました熊本城ホールの開館から8月までに要した経費につきましては、経費4億5,044万円、そして収入実績が3億320万円ということになっております。

実績については3億320万円ということございまして、差引きについては、そのとおりでございます。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 分かりました。

先ほどの答弁、いろいろありましたけれども、計算をいたしますと、もともとメインホールでは月平均で12日ほどしか予約が入っておらず、日数に直しますと約42%の利用率となります。他の熊本市の公共ホールと比べ利用率が低い、市民会館の半分程度しかございません。収支均衡を考えて利用率目標を立ててあったはずですが、かかった経費と収入額の差を補填すれば、利用率目標に達していない、本来ならば経営努力

によるべき部分も補填することにはなりませんか。

そこで、さらにお尋ねしてまいります。

第1に、補填に当たり毎月必要な運営経費を5,000万円、収入は7月以降月2,300万円とされておりました。これは実績値で補填すべきではないでしょうか。

第2に、年間3億5,000万円程度と見込まれる補填額についての妥当性はどのようにお考えでしょうか。

第3に、もともとゼロ円での契約だった指定管理料に年間3億5,000万円も払うことをどのようにお考えでしょうか。

以上3点を市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 熊本城ホールの指定管理料に関する3点の質問に、まとめてお答えいたします。

熊本城ホールにつきましては、利用料金を自らの収入として収受の上、管理運営に充てることとしておりまして、本市から指定管理料を支払わないほか、利益が発生した場合、その一部を市へ納付することとしております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルが続き、また国の緊急事態宣言や県の休業要請が出される中、熊本城ホールも約1か月間の閉館を余儀なくされ、またイベント自粛要請などによるキャンセルが相次ぎました。さらに、この本来発生いたしますキャンセル料等につきましては、感染拡大防止の観点から主催者や市民等に返金またはキャンセル料が免除されております。

このような要因によりまして、指定管理者の自助努力だけでは管理運営が困難な状況となりましたことから、新型コロナウイルス感染症の影響を不可抗力と判断いたしまして、他の市内指定管理施設と同様に補填を行うものでございます。

なお、予算案は収支の見込みに基づいて補填額を算定しておりまして、実際の補填は実績に基づいて行いますことから、妥当であると考えております。

今後、指定管理者側に対しましては、感染症対策の強化を徹底した上で、コロナ禍においても開催可能な催事等の誘致に取り組むよう求めますとともに、本市も連携いたしまして積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 答弁されましたように、実績で補填するのは当然だと思います。ただ、補填額が妥当だと言われますけれども、先ほど指摘しましたように、開館から8月までの収支不足額は約1億4,700万円なのに、5月分までの補填実績が1億330万円、これに今回の補正額1億10万円を合わせれば、全部で2億340万円の補填の計算になります。収支不足を5,640万円も上回って補填することになりますが、これでいいのでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほど経済観光局長の方からもお答えいたしましたとおり、キャンセ

ルが施設全体で452件、キャンセルによって生じた損失額は現時点で2億2,694万円と
いうことをございまして、こうしたものの補填等も含め、先ほど申し上げましたよう
に感染拡大防止の観点から利用を控えていただく、こうしたことに対する公衆衛生上
の措置として適切なものであると考えているところです。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 決めた利用率の目標値を達成すれば6,717万円の収入だと答弁され
ました。コロナの影響がない月の平均経費で5,100万円程度かかっております。営業
努力をして利用目標を達成すれば、この施設は大幅な黒字になります。今のような補
填をすれば、赤字になれば公が税金で補填し、利益が生まれれば企業がもうかること
になります。もうかれれば指定管理者の利益になるからこそ、ゼロ円の指定管理です。
収支不足を上回る補填はすべきでないと思います。

協定書には、負担は協議で決めると書いてあります。指摘した点を精査して、協議
をしていただけませんか。市長に聞きます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほどから御答弁申し上げますけれども、予算案については収
支の見込みに基づいて補填額を算定しておりますが、実際の補填は実績に基づいて行
いますので、当然のことながら、そうした協議を行いながら進めてまいりたいと考
えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 赤字になれば税金で補填し、もうかれれば企業の収益が上がって
いくような、こんなやり方に市民が納得するとお考えですか。市長にお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 今回の熊本城ホールへの補填に対してでございますけれども、先ほ
どから申し上げますけれども、若干繰り返しますが、新型コロナウイルス感染症
の影響により大型な催事を、これは国の緊急事態宣言、また県の休業要請等、我々も
できるだけそういった大きなイベント等の開催自粛を求めてまいりました。こうした
ことによりまして、先ほど経済観光局長が答弁したとおり、多数のキャンセルが発生
しております。

それで、今回この本来発生するキャンセル料、これが14日以降のキャンセルである
と、これは100%主催者あるいは利用者側の負担となります。ですので、これをもし
受け取っておれば、こうした損失は出ていないということになりますので、今回こ
うした要因によって、指定管理者の自助努力だけでは困難だということでありま
すので、通常の経営に対する赤字の補填、こういうことではないということを改めて申
し上げておきます。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 損失の補填という言葉が使われますけれども、実際、さっき局長
答弁にもあった具体的な実績値を見たときに、要するに収支を上回る、不足額以上
に補

填しているということを問題にしているんです。

他の熊本市のホールは非営利の財団が管理運営していますが、熊本城ホールは民間企業です。今、新型コロナで多くの事業者が苦しんでいます。民間企業は借入等で必死に乗り切っていこうとされています。市内の他の民間企業のように熊本市が無利子で貸付けをして、利益が出たときに市へ返還するという、そんなことは検討されなかったのでしょうか。市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の指定管理施設であります市民会館はもとより、県内では指定管理料ゼロ円のグランメッセ熊本、あるいは他都市の類似施設でも同様な取扱いが行われているところがございます。そうした観点から、この指定管理施設へのこうした補填ということに関しては、指定管理者だけを救済するということではなく、その施設を利用される市民あるいは団体の皆様へのキャンセル料の補填にもつながっているというふうに考えておりますので、大きな問題ではないと考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 赤字企業に市が補填をして、利益は企業の収益になるということに、私は市民は納得しないと思います。協定書には、指定管理者は損失軽減の努力をするところあります。損失軽減の努力が前提の補填になります。

熊本市は4月、5月分として、その補填を5月補正で1億円予算化して、実際に7,730万円支払いました。命がけで新型コロナと闘っている医療の現場では、医療機関の4分の1が夏のボーナスをカットせざるを得ないような状況にありました。しかし、熊本城ホールでは、かかった経費の8割をこの期間税金で補填しているときに、なんと5月には、その経費の中に、人件費にボーナス分まで加えて多く支払って経費が膨れ上がっていました。どういう経営感覚なのでしょう。納税者には到底理解できないと思います。これでは補填額は到底妥当だとは思えません。

本来、公共施設は利益を生むものではなく、市民の文化の享受や地域の活性化などに貢献するものです。指定管理料ゼロ円で契約をしている自覚と責任を持ち、運営は民間でも公立のホールであることを忘れないで指定管理に当たっていただくことを、指定管理の事業者には強く求めておきます。

熊本地震に次ぐ新型コロナの事業見直しで、各局の事業には様々な影響が出て、財政も厳しいはず。一方、コロナには今後さらなる独自策も必要です。大型の箱物や無駄遣いはやめることを求めて、この点を指摘し質疑を終わらせていただきます。

○澤田昌作委員長 日本共産党熊本市議団上野美恵子委員の質疑は終わりました。

次に、緒方夕佳委員の質疑を行います。

持ち時間は5分となっております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 緒方夕佳です。今回の補正予算中、新興感染症対策寄附講座経費についてお尋ねいたします。

まず、この講座が設置されることになった経緯、講座に要する期間や経費とその内訳、講座の内容と期待される成果を詳しくお示しください。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 まず、本寄附講座を設置することになりました経緯についてお答えいたします。

感染拡大が生じる可能性は、都市部がより高いため、熊本県の約半数の人口が集中いたします本市におきましては、新興感染症の予防と治療に対しての周知な準備が必要でございますが、本市では感染症専門医が感染症指定医療機関に1名、他の協力医療機関でも数名と、その数は十分ではございません。さらに、感染症指定医療機関と協力医療機関の役割分担を含む医療提供体制の構築、行政機関と医療機関の連携などにつきましても、さらに効果的なものにしていく必要がございます。

これらの課題に対処し新興感染症の予防と治療に対しての周知な準備を整えるため、本市の寄附により熊本大学病院に寄附講座を設置することとしたものでございます。

次に、本講座に要します期間やその経費についてでございますが、設置期間は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間とし、兼務の教授1名、特任講師1名、特任助教2名を配置することとしております。経費につきましては、本年度予算といたしましては1,250万8,000円を計上しております。

本年度の予算の主な内訳につきましては、特任講師等の人件費979万2,000円、セミナー開催費15万円等でございます。

最後に、講座の内容と期待される成果についてでございますが、寄附講座の活動内容といたしましては、感染症専門医の育成をはじめ感染症対策に関する研究、医療従事者等に対するセミナーなどの活動を行っていただくこととしております。

感染症専門医の育成につきましては、寄附講座設置から3年目に2名、4年目に2名、5年目に2名の合計6名を育成する計画といたしております。

期待される効果としては、本寄附講座で感染症専門医の育成や新興感染症に対する医療提供体制の構築などの課題が解決することによりまして、本市における新興感染症の予防と治療に対しての準備が進むものと考えております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 詳しく御説明いただきありがとうございます。

御説明の中で、熊本市の感染症専門医の数は数名であると表現されましたが、現在12名おられます。この講座により6名育成されれば5年後には18名に増えることになります。そして、成果として新興感染症対策に対する医療提供体制が構築されるということでした。

ただいま御説明された予算と内訳から計算すると、本市の負担は今後5年間で約1億5,000万円ほどで、そのほとんどの約1億2,000万円が、この講座を担当する3名の方々の報酬であるということが分かりました。多大な市民の税金を投入することにな

るわけですが、育成後の専門家が県外や国外に転居する可能性があります。そのような想定はされていらっしゃるのでしょうか。そして、どのような対応や対策を考えておられるのでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 本市と熊本大学とは、包括連携協定に基づきまして医療人材の交流や人材育成等の連携を図っており、寄附講座もその連携の一環でございます。感染症専門医の市内の関連医療機関への配置につきましては、熊本大学病院としても優先的な事項として認識いただいているところでございます。

寄附講座により育成いたしました感染症専門医をはじめ医療の中核を担う人材の確保につきましては、熊本大学と今後も十分に協議をしてみたいと考えております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 熊本大学病院も育成後の感染症専門医の市内への配置を優先事項として捉えているという部分はいいと思うのですが、育成後の専門医の県外・国外流出については特にお答えがなく、想定されていないようです。

人材の確保については十分に協議してまいるということでしたが、人材が流出すれば医療提供体制に影響しないか懸念されます。多大な税金を投入して育成する人材です、妥協のないようお願いしておきます。

次に、成果の共有についてお尋ねいたします。

この講座の中で、感染症対策に関する研究をするということですが、担当課からのヒアリングによると、今回の新型コロナウイルスに対する医療提供体制がどうであったか検証し、より迅速で有効な対策を明らかにするということでした。市民や議会にとっても非常に関心の高い事柄ですので、しっかりと成果を共有していただきたいと思いますが、どのような方法を考えていらっしゃるのでしょうか。市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新興感染症対策の寄附講座が設置されまして、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等に対する研究や様々な治験につきましては、市民の安全・安心な生活につながることから、市民の皆様にお伝えしていく必要があると考えております。

ただ、成果を得るまでには一定の時間を要しますことから、着実に研究を重ねていただき、発表ができる時点で市民や議会の皆様に情報を発信してみたいと考えております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 発表ができる時点で情報発信していくということで、具体的な方法はまだ決まっておられないようです。ぜひ広く、そして分かりやすく成果を共有していただけますようお願いしておきます。

次に、費用圧縮の可能性についてお尋ねいたします。

専門家の育成について、3年間かかるプログラムを毎年2人ずつ、1年ずつずらしで開始し、トータル5年間かけるということですが、2人ずつ育成する理由は何でしょうか。また、育成を例えば3人ずつにして、なるべくそろえたほうが指導しやすいのではないのでしょうか。しかもそのほうが費用の圧縮にもつながります。市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 感染症専門医の認定を受けるためには、日本感染症学会の専門医制度において30症例以上の偏りのない感染症症例の経験が必須であること、かつ学術誌への論文発表及び学術学会での2回以上の発表等の要件が必須でありまして、これらの指導は本寄附講座に配置される講師等の下で3年間行われる必要があるとされておりまして、1学年で3名以上の指導育成を行うことは著しく困難であるというふうに伺っております。

費用の圧縮につきまして、引き続き費用対効果も含めて、育成カリキュラムにのった感染症専門医の人材育成について、熊本大学病院と協議してまいりたいと考えております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 1学年で3名以上の指導育成は著しく困難と聞いているということでしたが、2名ずつ育成する場合、プログラム開始後3年目には1年目の方2名、2年目の方2名、3年目の方2名の違った指導段階にある方々を6名も同時に指導育成することになります。それよりも、例えばですが3名ずつ2グループの方が指導しやすいのではないのでしょうか。それにより期間を1年間短縮できれば、約3,000万円もの税金を別の事業に回すことができます。専門性が高いからといって先方の理想形を受け入れるだけでなく、熊本市民の税金であるということを十分に御理解いただいて、費用圧縮にも努めていただけるようお願いいたします。

期間も長く、かかる費用も多く、市民の関心が高い事柄でもあるため、熊本大学病院に対する寄附講座について質疑させていただきました。これで私の質疑を終わります。

○澤田昌作委員長 緒方夕佳委員の質疑は終わりました。

以上で締めくくり質疑は終わりました。

この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時15分に再開いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時15分 再開

○澤田昌作委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより採決を行います。

まず、議第194号ないし議第199号、議第204号、議第244号、以上8件を一括して採

決いたします。

以上8件を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○澤田昌作委員長 御異議なしと認めます。

よって、以上8件はいずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第192号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○澤田昌作委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきものと決定いたしました。

次に、議第241号を採決いたします。

本件を可決及び認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○澤田昌作委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第238号、議第242号、以上2件を一括して採決いたします。

以上2件を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○澤田昌作委員長 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はいずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第193号を採決いたします。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成） 園川良二副委員長、紫垣正仁委員

上田芳裕委員、山本浩之委員

北川哉委員、古川智子委員

島津哲也委員、吉田健一委員

伊藤和仁委員、平江透委員

荒川慎太郎委員、齊藤博委員

田島幸治委員、日隈忍委員

吉村健治委員、山内勝志委員

高瀬千鶴子委員、三森至加委員

大寫澄雄委員、光永邦保委員

高本一臣委員、福永洋一委員

西岡誠也委員、田上辰也委員

浜田大介委員、井本正広委員

藤永弘委員、原口亮志委員

田中敦朗委員、小佐井賀瑞宜委員

寺本義勝委員、原亨委員
大石浩文委員、那須円委員
田尻善裕委員、満永寿博委員
田中誠一委員、津田征士郎委員
藤山英美委員、落水清弘委員
倉重徹委員、三島良之委員
坂田誠二委員、白河部貞志委員
上野美恵子委員

（反対） 緒方夕佳委員

○澤田昌作委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第239号、議第240号、以上2件を一括して採決いたします。

以上2件を可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成） 園川良二副委員長、紫垣正仁委員

上田芳裕委員、山本浩之委員
北川哉委員、古川智子委員
島津哲也委員、吉田健一委員
伊藤和仁委員、平江透委員
荒川慎太郎委員、齊藤博委員
田島幸治委員、日隈忍委員
吉村健治委員、山内勝志委員
緒方夕佳委員、高瀬千鶴子委員
三森至加委員、大寫澄雄委員
光永邦保委員、高本一臣委員
福永洋一委員、西岡誠也委員
田上辰也委員、浜田大介委員
井本正広委員、藤永弘委員
原口亮志委員、田中敦朗委員
小佐井賀瑞宜委員、寺本義勝委員
原亨委員、大石浩文委員
田尻善裕委員、満永寿博委員
田中誠一委員、津田征士郎委員
藤山英美委員、落水清弘委員
倉重徹委員、三島良之委員
坂田誠二委員、白河部貞志委員

（反対） 那須円委員、上野美恵子委員

○澤田昌作委員長 挙手多数。

よって、以上2件はいずれも可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第237号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成） 園川良二副委員長、紫垣正仁委員

上田芳裕委員、山本浩之委員

北川哉委員、古川智子委員

島津哲也委員、吉田健一委員

伊藤和仁委員、平江透委員

荒川慎太郎委員、齊藤博委員

田島幸治委員、日隈忍委員

吉村健治委員、山内勝志委員

緒方夕佳委員、高瀬千鶴子委員

三森至加委員、大寫澄雄委員

光永邦保委員、高本一臣委員

福永洋一委員、西岡誠也委員

田上辰也委員、浜田大介委員

井本正広委員、藤永弘委員

原口亮志委員、田中敦朗委員

小佐井賀瑞宜委員、寺本義勝委員

原亨委員、大石浩文委員

田尻善裕委員、満永寿博委員

田中誠一委員、津田征士郎委員

藤山英美委員、落水清弘委員

倉重徹委員、三島良之委員

坂田誠二委員、白河部貞志委員

（反対） 那須円委員、上野美恵子委員

○澤田昌作委員長 挙手多数。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けた議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会

出席説明員

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 大 西 一 史 | 副 市 長 | 多 野 春 光 |
| 副 市 長 | 中 村 賢 | 政 策 局 長 | 田 中 俊 実 |
| 総 務 局 長 | 深 水 政 彦 | 財 政 局 長 | 田 中 陽 礼 |
| 健康福祉局長 | 石 櫃 仁 美 | 経 済 観 光 局 長 | 田 上 聖 子 |
| 都市建設局長 | 田 中 隆 臣 | 代 表 監 査 委 員 | 池 田 泰 紀 |

議会事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----------|-------|
| 事 務 局 長 | 富 永 健 之 | 事 務 局 次 長 | 和 田 仁 |
| 議 事 課 長 | 池 福 史 弘 | | |